大阪市及び株式会社りそな銀行の連携による空家等対策の推進に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）及び株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）は、大阪市域内（以下「市内」という。）における空家等に関する対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、市内における地域住民の生活環境の保全及び地域活性化のため、甲と乙が連携・協力し、空家等の発生の抑制並びに所有者等による空家等の適正管理及び利活用に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空家等　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第２条第１項に規定する空家等をいう。

(2)　所有者等　空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（連携内容）

第３条　甲乙は、次条及び第５条に規定する事項その他の第１条の目的を達成するために必要な事項について、連携して取り組むものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第４条　甲は、所有者等からの相談への対応等の際に、甲が必要と判断した場合は、次条第１項の規定による金融商品に関する情報提供を行う。ただし、甲は、当該金融商品に係る契約の締結に関する行為に一切関与しない。

（乙が主体となって取り組む事項）

第５条　乙は、市内における空家等の発生の抑制並びに所有者等による空家等の適正管理及び利活用に資する金融商品を開発・提供する。

２　乙は、前項で開発した金融商品に関する広報・周知活動を行うとともに、前条に規定する甲の情報提供に協力するものとする。

（情報の共有）

第６条　甲乙は、第４条及び前条に規定する事項その他の本協定に基づく取組の実施に必要な情報（個人情報その他法令により非開示とされる情報を除く。）を共有するものとする。

（守秘義務）

第７条　甲乙は、第４条及び第５条に規定する取組により甲乙がそれぞれ個別に知り得た情報を、第１条の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。ただし、裁判所からの命令その他法令により開示しなければならない場合はこの限りでない。

（個人情報の保護）

第８条　甲乙は、第４条及び第５条に規定する取組により甲乙がそれぞれ個別に知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（協定内容の変更）

第９条　甲乙のいずれかが、本協定の内容の変更を書面により申し出たときは、その都度協議の上、書面により本協定の内容を変更するものとする。

（協定の期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲乙のいずれかから書面による何らの意思表示もない場合、期間満了日の翌日から１年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、第７条の規定は、本協定の終了後も有効に存続する。

（その他）

第 11 条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年９月 30 日

甲　　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号
大阪市
代表者　大阪市長　横山　英幸

乙　　大阪市中央区備後町２丁目２番１号
株式会社　りそな銀行
代表取締役　千田　一弘